

仙台市選挙管理委員会告示第四号

仙台市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和八年六月十七日

仙台市選挙管理委員会
委員長 鈴木 繁 雄

仙台市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

仙台市選挙管理委員会規程(平成元年仙台市選挙管理委員会告示第四十五号)の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
(専決事項) 第二十一条 局長の専決事項は、次のとおりとする。 一 [略] 二 <u>職員の旅行命令(係長以下の職にある者の内国旅行命令を除く。)</u> に関する事 [三～六 略] 2 課長の専決事項は、次のとおりとする。 一 [略] 二 <u>係長以下の職にある者の内国旅行命令</u> に関する事 [三・四 略]	(専決事項) 第二十一条 局長の専決事項は、次のとおりとする。 一 [略] 二 <u>外国旅行</u> に関する事 [三～六 略] 2 課長の専決事項は、次のとおりとする。 一 [略] 二 <u>内国旅行</u> に関する事 [三・四 略]

附 則
この規程は、令和八年六月十八日から施行する。

(選挙管理委員会事務局選挙管理課)